

令和3年 第1回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 3年2月2日 開会

令和 3年2月2日 閉会

大 樹 町 議 会

令和3年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年2月2日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第 6 議案第 2号 令和2年度大樹町一般会計補正予算（第10号）について
- 第 7 議案第 3号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第 8 議案第 4号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康

建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	小 森 力
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信
社会教育課長兼図書館長	清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	吉 田 隆 広

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	松 木 義 行
主 事	八重柏 慧 峻

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、令和3年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
5番 村瀬博志君
6番 船戸健二君
7番 松本敏光君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

議会運営委員会報告を行います。

本日、2月2日午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本臨時会の提出事件は、計画の変更1件、補正予算3件であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日1日間とし、日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。
酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和2年12月8日開会の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の特別叙勲の伝達についてであります。故西浦妙子氏に旭日単光章の叙勲が伝達され、昨年12月14日、ご遺族の意向により郵送による伝達を行いましたので、ご報告を申し上げます。

2番目の委員等の委嘱についてであります。人権擁護委員と特別職報酬等審議会委員のほか、令和3年の行政区長さんと区長代理さんを記載のとおり、ご委嘱申し上げます。

3番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により工事請負契約を3件、業務委託契約を1件、物品購入契約を10件、条件付一般競争入札により財産処分売払いを2件、それぞれ記載のとおり締結しております。

また、大樹町福祉センターの煙突修繕工事において、煙突上部の撤去工事を追加する契約を行っており、内容については記載のとおりであります。

4番目の人事関係、5番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。
優秀選手派遣についてでございます。

中学校スケートの全道大会が1月9日、10日、帯広市で開催されました。大樹中学校1年生の堀川雄大君を派遣してございます。堀川君は、スケートで有名な堀川兄弟の一番下のお子さんでございます。3,000メートル、58名中第8位、5,000メートル、36名中第5位、1年生ながら好成績を上げ、10位以内の選手が長野県で開かれる全国大会の出場権を得ましたが、コロナのために大会が中止となっております。非常に残念でございました。

(2) JFA第25回全日本アンダー15女子サッカー選手権大会が12月10日から14日まで、滋賀県の津市で開催されました。北海道ブロックを1位で勝ち上がった十勝FSリトルガールズ所属の大樹中学校3年生の前崎結良さんと大樹中学校1年生の坂井希彩さんを派遣してございます。前崎さんは2年連続の全国大会出場でございました。東北ブロック代表のFCみやぎと対戦し、惜しくも敗戦してございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

物品購入の契約の件についてお伺いします。

介護支援機器、下3段ですけれども、帯広市の業者が3件とも取得しているのですけれども、この会社の指名願はいつ頃出ていたのか、それと、この会社の規模と、これまで過去に町との取引があるのかについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

指名願につきましては、今回の指名にあたりまして年明けに提出していただいて、細かい日付については、今、手持ちがございませんけれども、今回提出されたものでございます。会社の規模については、今、資料持っていないのでご説明することはできません。

それから、購入の実績につきましては、今回初めてということで、この会社からの大樹町での取引の実績はございません。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

実績もなく、年明けに提出されたとのことですが、それでいきなりこれだけの金額を指名するにあたって、そうしたら指名競争入札ですから、多分1社ではないと思うので、何社かいたと思うのですけれども、何社いたのか、地元企業も入っているのか、これ取引もないのに指名したというのは、何か訳があるのでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

指名した業者については、それぞれ同じ会社で3社、3社ずつ指名してございます。

それから、地元の業者については入っておりません。それにつきましては、今回購入する機器が介護現場というか、医療現場で使う特殊な機械ということで、それぞれ取扱いの専門のところから、後ほどの保守、サポート系も含めまして、専門の取り扱う業者の指名とさせていただいたところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、説明で分かるのですが、特殊というか、そういう補助装置なんだと分かるのですけれども、今まで町立病院介護用品とかいろいろの業者と指名競争入札で取引していましたよ。そういった中で、そっちが最優先ではなかったとか、それも含まれての入札条件、入札された3社と言ったのですけれども、その辺については再度お聞きしたいのと、もう1つ追加で、会議出席で大樹町総合教育会議で行われているのですけれども、すみませんけれども、これをもう少し詳細に中身について知りたいのですけれども、再度お願いします。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒森町長

今、整理していますので、後段のご質疑で総合教育会議の内容について、報告をさせていただきたいと思います。

毎年2回程度行っておりますが、今回は1月14日に開催をしたところであります。今

回は、北海道教育委員会十勝教育局で指導監をお務めいただいている渡會指導監がいらっしゃるのですが、過去に生花小・中学校で教頭として勤務された経験がおありなのですが、今、指導監で管内の小・中学校、全ての小・中学校を指導する立場にいらっしゃいますので、指導監をお願いをして、大樹町の教育のこれからの期待するような内容についてご講演をいただき、またその後、小・中・高の校長先生もオブザーバーで参加をいただいておりますので、限られた時間ではありますが、意見交換もさせていただいて、非常に有意義な総合教育会議であったなというふうに思っているところです。

以上です。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

病院の指名の関係でお話させていただきます。

今回、マルベリーさわやかと常光とムトウの指名で行ったのですが、通常ここに竹山が入るのですが、マルベリーさわやかと竹山が系列会社ということで、この物品はマルベリーさわやか扱っているということで、町立病院としては通常、竹山さん入れるのですが、マルベリーさわやかを入れたという経過がございます。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

行政区長さんと行政区長代理の方の委嘱の氏名が載っているのですが、行政区長が就任できないような他の役職とかそういうふうなことについて、何か特別な事由があれば教えてください。例えば、特別公務員同士では区長就任というのは、行政実例上だめとは書いてはないのでしょうか、そういうふうなことを含めて、行政区長に就任できない公の職とかあれば、それを教えていただきたいと思います。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

行政区長さんに関しては、私どもとしては特に就任できない要件というか、役職によって行政区長になれないというような形の職種があるというふうには認識していないところです。以前の場合、行政区長をやられていた方については、選挙的な活動ができないとか、

そういった部分の公的な制限が、逆に区長をしていることでかかっていた役職ではあったのですが、現在、行政区長に関しては私人という取扱いということになりましたので、その辺の制約も今は取れてなくなっていると思いますので、特に行政区長に関しての制限がかかっているものはないというふうに認識しているところです。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議 長

日程第5 議案第1号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更をお願いするもので、過疎対策のために実施しようとする事業を追加することについて、北海道知事との協議が整いましたので、今回ご提案を申し上げるものであります。

なお、参考として、法の関係条文を抜粋して掲載しておりますので、ご確認をお願いするとともに、内容につきましては企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

議案第1号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明させていただきます。

本計画は、平成28年度に制定させていただきまして、この市町村計画につきまして、内容の一部の変更をお願いするものでございます。

参考としまして、掲載しております過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項では、議会の議決を経て市町村計画を定めることができ、同条第7項で市町村計画の変更について第1項を準用するとされていることから、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の主な変更は、町道改良舗装事業、行政区会館整備事業を追加するものなどがございます。

なお、市町村計画を変更する場合は、あらかじめ道に協議することとされており、本年1月5日に、異議なしとの回答を得ております。

次のページ、1ページをご覧ください。

表の左側は区分欄で、その右隣の欄が変更前、一番右側が変更後の内容で、下線部分が変更箇所となっております。

まず、3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の欄の事業計画になりますが、表中(1)市町村道路の事業内容に、松並こども園通線改良舗装事業、事業主体に町を追加するものがございます。

次に、7の教育の振興の欄の本文に、行政区会館については、地域のコミュニティ活動の拠点であるとともに、災害時避難所として指定されている。行政区会館の中には老朽化が進んでいる施設もあることから、今後、計画的に整備・機能充実を図っていく必要があるの記述を追加するものであります。

次のページ、2ページ目になりますが、(2)その対策として、ウに行政区会館の整備や機能の充実を図るを加え、以下、1項目ずつ繰り下げるものであります。また、事業計画の表中の事業名、(3)集会施設、体育施設等に集会施設を追加し、事業内容に行政区会館整備事業、事業主体に町を追加するものがございます。

なお、本計画において行政区会館の整備は、9の集落の整備に含めておりましたが、7の教育の振興に分類されるとのことで、行政区会館の整備につきましては、区分7の教育の振興に追加し、9の集落の整備からは削除するというものであります。

次のページ、3ページをご覧ください。

過疎地域自立促進計画の参考資料でございます。

上段(1)の道路では、今年度改良舗装工事を実施しております南町13号線改良舗装事業で、配水管移設補償費を含めた額に変更しております。道路のもう1つは、先ほどご説明しました松並こども園通線改良舗装事業に係る今年度事業分の実施設設計費等を追加しております。

次に、中段(3)の集会施設では、生花行政区会館改築に係る今年度事業分の実施設設計費を追加しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

もう少し詳しく知りたいのですけれども、どうして集落整備から教育振興に今回変わっていくのか、もう少し詳細に聞きたいのですけれども、なぜそうになってしまうのか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

平成28年度に本計画を策定した段階におきましては、集落の整備の中に行政区の部分、再編ですとか、活動という部分が含まれているというのがありましたので、行政会館についても行政区という部分でありまして、集落の整備のほうに計画としてはのせておりまして、これまで過疎債なども使って事業を実施したという部分もありまして、28年の計画策定以降なかったもので、このままいっていたのですが、今回計画にのせるにあたって十勝総合振興局と調整をしたところ、この部分につきましては教育の振興の分類に該当するというので、今回、計画変更をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで今回これは多分、生花・晩成地区の工事からですよ、該当するの。教育振興でいくのであれば、今後の管理とか運営とか予算づけというのは教育費でみるということで、解釈していいのですか。あくまでもこれは過疎計画ここだけの中なのか、それとも教育振興で区分してしまったら、教育費で取りまとめだとか、管理だとか、令和3年以降の予算の執行もそこで見るということですか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

行政区会館につきましては、今回、過疎計画の分類の中において教育の振興という区分けでありまして、教育委員会で行政区会館を管理するだとか、維持するだとかということではございません。

○議長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議 長

日程第6 議案第2号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第10号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算(第10号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1億1,318万2,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第2号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第10号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,318万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億7,277万5,000円とするものでございます。

最初に資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

なお、今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の執行見込みと追加事業となっておりますが、臨時交付金に関連する財源と事業の執行見込みにつきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

最初に、総務費全体で1,476万4,000円の増。一般管理費、総務管理費、備品購入費で4万1,000円の減。財産管理費、町有地・建物維持管理経費委託料で1,750万円の増。公共施設等の除排雪経費の追加でございます。福祉センター費、福祉センター維持管理費、需用費で4万6,000円の減。電子計算費、電算システム整備事業、委託料と備品購入費で269万1,000円の減。統計調査費、国勢調査事業、報酬から委託料まで4万2,000円の増。財源は、全額国道支出金で、昨年10月に実施した国勢調査事業の事業費確定等による補正でございます。

4ページに移りまして、衛生費、予防費、予防接種事業、報酬から備品購入まで227万7,000円の増。財源は、国道支出金で227万2,000円、一般財源が5,000円の増となっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制整備のための費用計上でございます。

農林水産業費、水産振興費、経営継続支援事業、負担金、補助及び交付金で250万円の減。事業費確定による減額でございますが、国道支出金で地方創生臨時交付金の充当により一般財源分の減となるものでございます。

次に、商工費全体で1,796万9,000円の増。市街地開発推進費、市街地開発推進事業、委託料と工事請負費で1,729万2,000円の増。道の駅北側駐車場整備に係る調査設計の事業費確定による減額と駐車場整備工事請負費の増額でございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を9割充当してございます。観光振興費、ふるさと応援推進事業、報償費と使用料及び賃借料で80万円の増。ふるさと納税寄附金が当初予算を上回る見込みとなり、返礼品等に係る経費が不足する見込みとなったため、増額をお願いするものでございます。観光施設費、晩成温泉維持管理費、備品購入費で12万3,000円の減。

5ページに移りまして、土木費、道路維持費、町道維持管理事業、委託料で6,940万円の増。町道除排雪業務の補正でございますが、当初予算では除雪を5回、排雪を2回程度と見込み計上してございましたが、1月中旬までで除雪が6回、通学路の歩道除雪を3回行っており、年度末までに不足する見込みとなることから、増額をお願いするものでございます。今後の除雪につきましては、おおむね9回程度、歩道の除雪8回程度、排雪を2回程度と見込み計上してございます。

教育費全体で113万7,000円の減。教育振興費、教育振興事業、備品購入費で28万3,000円の減。学校管理費小学校の学校管理費、備品購入費で51万1,000円の減。学校管理費中学校の学校管理費、備品購入費で14万4,000円の減。社会教育

総務費、子ども交流事業、備品購入費で12万3,000円の減。体育施設費、運動公園維持管理費、工事請負費で9,000円の減。図書館総務費、図書館管理運営費、備品購入費で6万7,000円の減。

6ページに移りまして、諸支出金は1,240万9,000円の増。このうち介護サービス事業特別会計繰出金277万9,000円の増は、地方創生臨時交付金を活用し、備品購入などを行うための繰出金で病院事業補助金37万円の減は、地方創生臨時交付金等を活用した事業執行見込みによる減でございます。基金積立金1,000万円の増は、魅力あるまちづくり推進基金に積み立てるものでございます。

以上、歳出補正額合計1億1,318万2,000円の増。財源内訳では、特定財源が国道支出金で2,014万7,000円の増。その他で1,080万円の増。特定財源の合計は3,094万7,000円の増。一般財源が8,223万5,000円の増となるものでございます。

次に、歳入について主なものを説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。

11款1項1目ともに地方交付税1,864万3,000円の増。本年度の交付税額が決定したことによるものでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金、新型コロナウイルスに関連する事業で、1目総務費国庫補助金1,783万3,000円の増は地方創生臨時交付金で、3目衛生費国庫補助金227万2,000円の増は、ワクチン接種体制確保事業に充当するものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額90億5,959万3,000円。補正額、2款総務費から13款諸支出金まで1億1,318万2,000円の増。補正後の歳出合計、91億7,277万5,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額90億5,959万3,000円。補正額、11款地方交付税から19款繰入金まで1億1,318万2,000円の増。補正後の歳入合計、91億7,277万5,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本件の審議にあたっては、同一議件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定について、歳出は款ごとに、歳入は一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

はじめに、事項別明細書12ページ、13ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

1項総務管理費3目財産管理費12節委託料の公共施設の除排雪の関係であります。

既存の予算2,499万8,000円につきましては、全部使ったかどうか分かりませんが、今年度ですから昨年の4月以降、それから12月まで雪が降らなかったですから、今年の1月でかなり使っていると思うのですね。これから2月分、3月分で1,750万円、長期見通ししていると思うのですが、そうすると使った予算から見ると少ないのかなという気がするのですが、その辺。今年度になってから、昨年の4月、5月ぐらいに使用した分、それから今年の1月に使った分と比較検討して、2月、3月分の金額が1,750万円だと思うのですが、これ多分、追加はない、このぐらいでないという考えなのか、とりあえず1,750万円なのか、その辺の経過と考え方を聞きたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

施設の除雪に関しましては、昨年の12月以降の分ということで、その実績に基づいて不足になる見込みということで補正をお願いするところでございます。今回の補正1,750万円につきましては、先ほども説明させていただいたとおり、年度末までで除雪を9回、排雪を4回ということで見込んで補正をお願いしているところでございまして、今段階では年度末、この金額で賄えるのではなかろうかという見込みでお願いするところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

同じ質問します。

公共施設の除排雪業務ですけれども、聞きたいのは、当初予算は、1,554万3,000円みているのですよね。今回の補正を1,750万円足すと3,300万円になるのですけれども、まず1点目聞きたいのは、当初予算の1,554万3,000円、1月中旬まで、今回の雪の前に補正が出ているので、1月27日までの1,554万3,000円ですけれども、どのぐらい残高残っているのか、まるっきりないのか、ある程度残しているのか。それと、公共施設除排雪の対象施設ですけれども、令和元年度と施設の数是不変なの

か、まず、そこを聞きたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木農務課長

ご質問のとおり、1月の分については1月31日までの分をまとめて委託業者から請求が来るものですから、12月は執行済みの分ですけれども、1月はこのぐらいの概算という数字になりますけれども、1月中旬までの概算で1,280万円程度になっておりますので、当初予算の1,554万3,000円の中での執行の予定となっておりますが、今回不足するということで補正をお願いするというものでございます。

それから、施設につきましては、施設の数につきましては、昨年と今年変わっておらず85カ所ということで、施設の除雪を委託しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということは、その残高と1,750万円で、今、同僚議員が聞きましたように、これで年度末までいくということですよ。これまでの経過でいくと、昨年もそうですけれども、3月の定例会の日に大雪降ったのですよね。そのとき5,000万円か6,000万円ぐらい補正組んで、最終的に不用額が出たのですけれども。年度末までと言い切っているのか、ちょっと不安なのですけれども、大丈夫ですか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

先ほども説明させていただきましたけれども、現段階で年度末まではいけるのではないかなという、段階の見込みということでご理解をお願いしたいと。天候勝負ですので年度末まで、昨年のようにお雪が降ったときには、またお願いすることがあるかもしれませんけれども、その辺はご理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

保健衛生費の4目予防費のコロナワクチンの予防接種の関係なのですが、まだ、中央段階でもはっきり確定できない段階にあることは承知しているのですが、ここで予定されています予算なのですが、ちょっと確認したいのですが、会計年度任用職員の報酬なのですが、これについては接種のする期間が決まったら、その期間だけ職員を採用するという考えなのかどうか。それから、消耗品というのはどういうものがあるのか。それから、電話を設置する場所は、多分接種する場所ということだと思いののですが、どの施設のどの場所に設置をするのかと、それから委託料の内訳、若干大まかなものがわかれば教えていただきたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

会計年度任用職員のことですが、これは実際に当初この予算の中では3月中旬頃から、一般高齢者の方に対しての予約受付事務が増えるということを見込みまして、会計年度任用職員の部分を見込んで10日間、2名分を見込んでおります。

あと、消耗品につきましては、予診表ですとか、あとお知らせのための様々な文書を作成する用紙ですとか、印刷用のトナーですとか、あともろもろの事務用品、ファイルですとかそのようなものを計上しております。

あと、電話ですが、電話につきましては、保健福祉センターらいふのほうに回線を設けまして、そこで予約専用の職員、先ほどの会計年度任用職員に予約受付のほうを担ってもらおうということで、病院に設置するのではなく、保健センターのほうに設置する予定でございます。

委託料につきましては、健康管理システムということで、今、予防接種の台帳をつくっておりますが、それを新型コロナウイルスの部分も改修するというので、それに対するシステム改修の委託料が主なものとなっております。あと、インターネットの端末の設定業務につきましても、新たにワクチンを予約するとか、そういうものも全部インターネットを介しての作業になりますので、新たにパソコンを1台購入しまして、その設定のための委託料となっております。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大まかには理解をしたのですが、任用職員の関係につきますと、今、当初予定では3月中旬から2名を10日間程度ということだったのですが、例えば、これが3月でなくずっと先送りになると、ここは年度替えてこれがなくなって、新年度のほうへいく、そういうことにしかならないですね、そこはそれでそう思います。電話の関係につきましては、

らいふであくまでも予約事務だけに一回線というか、二回線というか、それを予約の関係だけに使用する分の経費だという理解でよろしいですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

電話につきましては、予約専用の電話ということで、そのとおりのご理解でよろしいかと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14ページ、15ページ、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

市街地防災拠点駐車場整備工事ですけれども、説明を見ますと、新型コロナの感染症の地方創生臨時交付金によるものと思いますけれども、今、地方創生臨時交付金の使い道がちょっと問題視されている部分も出てきているようなのですけれども、これについては防災拠点駐車場整備ということでございますけれども、コロナの交付金を使うということで差し支えないのかどうか、そこら辺のこの工事に対する使用目的というか使用理由、問題ないのかどうかお聞かせ願いたい。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

市街地防災拠点駐車場の整備に関しまして、今回、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用して整備をするものでございますけれども、この事業につきましては、既に

国のほうに実施計画書のほうを提出いたしまして、新型コロナウイルス感染症の防災拠点活動に活用する駐車場ということで計画書を提出し、お認めいただいているというところでございますので、この交付金を活用するという点につきましては、問題ないものと承知しております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

若干、関連するのですが、実はその駐車場整備は臨時交付金のお金なので、例えばほかの項目にもあるように年度内に完結して、あまったお金は返すということの流れになるのですが、この工事についても年度内に完成をして決算というか、全部完了して、いくらあまりましたとかそういうような後始末というか、はじめが年度内につくような形になるのですか、どうですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金につきましては、基本的には年度内に使用するというのが原則となっておりますが、ただ、この交付金につきましては、繰り越すことが認められておりまして、年度内に完了しないものですか、翌年度実施するという部分については繰り越しができるということになっておりますので、今回、補正をお認めいただきましたら、3月の議会におきまして繰り越しの補正を提出させていただきたいと考えておるところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕は年度内決算をして、国からのお金だから、そうしなくてはいけないという縛りがあるのかと思ったのですが、今の話で言うと、これはとりあえずやると決めたけれども、年度内は工事も着手しないで繰り越して、雪解けになって春になってから工事が始まるという解釈でよろしいのですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回の交付金につきましては、国の令和2年度の補正予算に伴う交付金でございますので、本年度中にまず町においても予算化しないとイケないということもありまして、今回、補正をお願いするものでございまして、事業実施に当たりましては、翌年度実施、雪解け

を待つて工事着手になるように予算を繰り越しさせていただきたいと考えているところ
でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

除排雪の業務ですけれども、今度、補正で6,940万円みているのですけれども、そ
れで先ほどの公共施設と同じなのですけれども、当初予算で5,060万円みているので
すよね。今回認めますと、合わせてちょうど1億2,000万円という数字になるのです
けれども、5,060万円ですけれども、1月中旬までの先ほど言いましたけれども、残
高はどれぐらいあるのか。

それともう1つは、積雪量ですけれども、1回の降る量の回数によって違うのですけれ
ども、1月中旬、要するに1月27日の段階で、去年より降雪量少ないのですよね、調べ
たところによると。今回の降雪でやっと前年度並みになったのですけれども、その辺につ
いて結構回数6回とか3回出ているのですけれども、除雪の6回というのは1日2回出て
もカウント2回という計算しているのか、排雪は3回と今、実施した3回というのは3日
間出たということなのか、それについてちょっと知りたいのですけれども。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

まず、当初予算の残金でございますが、補正予算の上げる前で、1月18日までの計算
で残高を見込んでおりまして、残金としては800万円程度ということでございます。

それから、積雪量につきましても1月18日までの積雪深でございますが、1月の積雪
深では79センチというふうに言っております。12月については45センチというふう
に計測してございます。1月7日から8日にかけてですが、この日も35センチ降ってい
るのですけれども、これは2日にかけて除雪入っておりますので、そのカウントは2回と
いうふうにしてございます。歩道の除雪につきましても3回、出ております。排雪ではな
くて除雪となっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やっぱり去年より降雪量少ないのに、回数出ているのですよね。

それであと2点聞きたいのですけれども、町道の除雪延長は何キロになるのか、それと歩道の総延長、除雪延長お聞きしたいのですけれども。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

キロ数でございますが、除雪のキロ数としましては298キロとなっております。あと歩道の延長につきましては、ちょっと資料持ち合わせてございません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後になります。今、車道の除雪総延長は298キロということは、前年度の実績成果報告書からいうと7キロ増えているということですね。路線がそれだけ延長になったという解釈でいいのか。歩道の実績が令和元年度の成果報告では12キロなのです。それは変わらないのかなと思うのですけれども、なぜ7キロ延長になったのか聞きたいのと、もう1つ聞きたいのは、予算が最終的には公共施設と道路の維持の両方を足すと、総額では1億5,000万円になってしまうのですね。去年の実績が1億六千六百何十万円、そこにほとんど近い数字になっているのですけれども、多分、このままいってしまうと、恐らく2億円近く数字はってしまうのですけれども、先ほどは年度末までの予算と言ったのですけれども、それも天候だから分からないのですけれども、ひょっとしたらまた補正が出てくる。今、800万円残金あるのだけれども、そうすると我々思うのは、かかるのはしょうがないのですけれども、何か水道の蛇口ひねったようにすぐ出してしまう気がするのですね、見ていて。

それでもう1つ確認したいのは、最後に聞きたいのですけれども、除雪の出動のガイドライン、目安をもう1回きちんと聞きたいのですけれども、それと、除雪後の排雪作業をどういう形でやっているのか。多分、委託会社から要請を受けて、役場職員が現場へ行って確認をして、これならやりましょうとか、ここは次の雪でやりましょうとか、そういう検証をしているのか、それでゴーサインを出しているのか。もう1点は、その作業後の検証もきちんと行っているのか。

なぜこういうことを言うかといったら、今回もそうですけれども、雪降る1日前2日前に道路の排水溝、雪降るといのに排水溝をツルハシで掃除しているのですよ。結局はそれ雪で埋まってしまうので、それはどうなのだろうって、そういう町民の声も聞こえるのですよ。その辺のガイドラインとか、目安はどういう形で行っているのか、最後に聞きた

いのですけれども。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

まず、7キロ延長延びたという部分については、申し訳ございません。資料がありませんので、後ほどご説明したいと思います。

それから、除雪の要件でございますが、気象観測などのデータとか、それから柏木町の車庫での実測で、おおむね目安として10センチ程度という部分を観測しながら、パトロールや職員も巡回しまして、情報収集して総合的に判断いたしまして、除雪というふうな町職員からの発信で除雪を開始してございます。

排雪につきましても、まちなかにおいては道路幅・用地幅が狭いものですから、除雪をすると、雪山がどうしてもできてしまいます。そういった部分で交差点とか、雪山ができてしまいますと、交通などの支障が出たり、歩行者が見えなくなったりとかするものですから、そういった部分について危ないというふうな判断をした場合、町職員が判断をした場合排雪のほうの作業に入ってございます。

終わった後の検証につきましては、作業が終わった後、町の職員が見回ってございます。

○議 長

ほかにありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連で、重箱の隅突くわけでないのですが、先ほどの回答で1月何回も降ったのは分かるのですよ。12月に積雪が40センチだか何ぼあったという話、僕は12月ゼロセンチだったというふうに思っているのですが。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

12月は1回降っております、12月30日に1回降ってございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、14ページから17ページ、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、16ページ、17ページ、13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、10ページ、11ページ、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

歳入ですけれども、今回の歳入歳出の予算額、総額が91億7,200万円になるのですけれども、それで今回これ認めますと、例えば公共施設、町道の排雪、雪降って必要なことは分かるのですけれども、先ほど言いましたように、もう1億5,300万円いってしまうのですよね、今回。先ほど言いました昨年の決算で1億6,682万9,000円かな、正確に言ったら。そうなるのですけれども、約92%まで来ているのですけれども、ほぼ同額なのですよね。このままいくとまだ2月、3月、4月ありますので、恐らく補正も組むと思うのですけれども、それで一番気になるのは、歳入の特に自主財源計、自分で出しているお金は、予算では大体24%ぐらい、依存財源から見るとそのぐらい見ているのですけれども、除雪費が今回1億5,300万円ほど見るのですけれども、自主財源計からいくと、結構1割近くまでいってしまうのではないかという気はしているのですけれども、今回補正することによって、これまでの自主財源計はどのぐらいになるのかお聞きしたい。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

歳入の予算で、年間で90億5,959万3,000円、補正前ですけれども、補正前で約90億円ということですが、その中で自主財源と言えるものが町税、あるいは使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入というものだということでピックアップしますと、この額が20億6,060万7,000円、約20億円ということで、90億円に対して20億円という財源になろうかと思えます。

今、言われましたように、除雪と道路維持で1億5,600万円いくと、10%はいきませんけれども、20億円分の1億5,000万円ということで、7%強というぐらいになるかとは思っています。なるべく歳出の縮減に努めてまいりたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、副町長から説明あったのですけれども、自主財源計は寄附金も入っているのですよね。寄附金も特定寄附があって、多分、2億円というロケットに行く寄附があるので、それは決められているので、それは特殊だからそれを抜くと18億円なのですよね。入ってない。分かりました。

それで、このままいくと恐らく補正を今後組んでいく段階で2億円になってしまうと、どうでしょうね、自主財源で1割近くを除雪費に替えるということは、今後、町長に聞きたいのは、今回はちゃんとやっているのですけれども、令和3年の予算に向けて、もう少しきちんと路線の場所、回数、もう少しガイドラインをつくっていかなければならないのではないかと思いますのですよ。例えば、今回の路線を見ましても298キロなのですけれども、場所によっては昨年度までは住宅があって、今年度は住宅がないのに、そこを除雪しているという路線もあるのですよね。本当にそれがいいのか、もう1回きちんと精査していく必要があるのではないかと思います。少しでも、10万円でも100万円でも削減するような、降ったら出るというのは、住民サービスで必ずやらなければならないのですけれども、ガイドラインとか除雪のラインとかそういうところをきちんと改めて、もう1回令和3年度に向けてきちっと精査していかないと、水道の蛇口のように言われる、積もっているからやってしまうとなったら、ますます除雪費は膨らんでいくと思うのですよね。その辺について、町長、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、公共施設の分、また町道部分も含めて、除排雪に係る補正の追加をさせていただいているところです。本当に見込みでしか話ができないということではありますが、3月までの降雪も想定した上で今回補正を上げさせていただいておりますので、自分で何とかできるのであれば、これで頑張りますと言えるところなのですが、天候次第というところもあります、おおむね足りるのではないかなというふうには、今は思っているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、町道の除雪の延長もかなりの分がありますし、毎年、除雪の計画を建設のほうで立てて除排雪を行っているところでもありますが、今、議員がご指摘のとおり、例えば郡部での住宅の環境が変わっている、動いているというようなところもあろうかというふうに思いますので、その辺については精査をした中で、また、令和3年度の除雪計画に反映をしていきたいなというふうに思っているところです。

出動の降雪の量等につきましても、10センチという形で出動しているところでもあります。やはり降雪が少なくても、例えば風が吹いて吹きだまってしまったり、また、終わってまたすぐ出動しなければならないというような時、いろいろ天候相手なので状況にもよりますが、まずは町民の安心で安全に暮らせるような道路の維持に向けて、また

は基幹産業であります酪農の生乳の輸送路の確保という観点もありますが、これからもいろいろな部分を見据える中で高騰しないような対応が可能な部分については、整備をした上で令和3年度の除排雪計画のほうに反映をしていければなというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、歳入歳出全般について、確認漏れがあれば質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

簡単な確認事項だったのですが、教育費の工事請負費で、柏木町の運動公園のトイレの工事につきましては、減額補正が出ているということは、既に全部工事が完了しているという解釈でよろしいですか。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

公衆トイレ環境改善工事ですけれども、契約のほうは終わっております。工期のほうは3月31日までとなっておりますので、工事が終わって支払いが完了しているということではございません。契約が終わって、金額が確定しているという段階です。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

新型コロナの関係で、ワクチン接種の関係の予算がありましたけれども、ワクチン接種について各自治体、どのように取り組んでいくかということで検討されておりますけれども、大樹町は現時点でどの程度まで考えられているか、状況をお知らせいただければと。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

大樹町における新型コロナワクチンの接種体制の現時点での状況ですが、今、大樹町立病院と大庭医院と森クリニックさんと調整しているところでございまして、大樹町では集団接種とって、保健センター等で集団に接種するというのではなく、医療機関で接種するというので今、話を進めているところです。

報道でもありますように、アナフィラキシーショックといって急性ショックを、アレルギーを起こす可能性もあるということで、医療機関で安全に接種をしたいということで検討しております。3月中旬頃に大樹町内の医療従事者の方の優先接種が始まるかと思えます。その後、報道では早くても4月から、厚生労働省では高齢者の優先接種を開始していくということで、まだ、いつ始まるということは分かってはおりませんが、大樹町内で住民の方に実施していく第1番目のグループとなる65歳以上の方につきましては、個人通知で予防接種のワクチンの接種券とお知らせ表、予診表などをお送りしまして、電話予約などをしていくということでスムーズに1日、町立病院で大体60人程度できるかなということで、2カ月程度をかけて65歳以上の方が接種できるような体制を構築していきたいなというふうに、今、検討しているところであります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありません。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議 長

日程第7 議案第3号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ277万9,000円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第3号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ277万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,881万2,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費1目通所介護費、補正額10万5,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、需用費の消耗品は、新型コロナウイルス対策用備蓄品の執行額の精査によるものです。備品購入費も同じく新型コロナウイルス対策用の間仕切りパーティションを導入するものです。

次に、2款1項ともに介護老人福祉施設事業費1目介護老人福祉施設費、補正額267万4,000円の増。地方創生臨時交付金を活用した事業で、需用費の消耗品は新型コロナウイルス対策用備蓄品の執行額の精査によるものです。備品購入費も同じく新型コロナウイルス対策用で、居室内の間仕切りカーテンを導入するものと、食品の急速冷却器であるブラストチラーを導入するものです。需用費の修繕料は、ブラストチラー導入に伴う電源の増設費です。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額277万9,000円の増です。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額4億4,603万3,000円。補正額、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で277万9,000円の増。計4億4,881万2,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額4億4,603万3,000円。補正額、3款繰入金で277万9,000円の増。計4億4,881万2,000円となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

事項別で9ページにカーテンとありますね、ウイルス防御のためには有効だというふうに思っているのですが、何というか、一番いいのはテレビなんかによりますと、空気を外へ出すような、入れ換えをするようなことが有効だというふうに、見ているのですけれども、特養ではカーテンのほか窓を開けるとか、ウイルス対策のカーテンに関するような業務というのは、どのような業務をされているのでしょうか。このカーテンで十二分かどうかはちょっと分かりませんが、どのような効果なりどのような防御体制を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

居室のカーテンの感染防止効果ですが、カーテンそのものが抗菌・抗ウイルス仕様のもものではございません。厚労省の通知によりますと、本当は感染疑いですとか、濃厚接触者などの発生があった場合は、個室隔離ということが原則なのですが、それが環境的に整わない場合は、カーテンで仕切るというような内容で通知をされております。なので完全ではありませんが、そういった効果があるということと、ふだんの感染対策としては、窓を開けて換気を実施しております。1時間置き、もしくは2時間置きに全居室、館内を開けて換気を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議 長

日程第8 議案第4号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出それぞれ5万5,000円の減額、第3条の資本的収入及び支出では、収入支出それぞれ1,682万9,000円を追加するもので、第4条の企業債では、企業債の限度額を410万円に改めるものがあります。

内容につきましては、町立病院事務長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第4号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。予定額につきましては、収入支出ともに5万5,000円を減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。予定額につきましては、収入支出ともに1,682万9,000円を増額するものでございます。次のページをお開き願います。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。病院事業債の限度額を30万円減額し、410万円に改めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

事項別明細書の説明の前に、本補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金並びに新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び起債を財源とする医療機器等の整備につきまして、事業費の確定による減額、交付金間の財源組替えのほか、令和3年当初予算で予定しておりました経費を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に補正提案するものでございます。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用1項医業費用3目経費で5万5,000円の減。院内公衆無線LAN、Wi-Fi環境整備費の確定により減額となるものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益で571万円の減。2項医業外収益2目他会計負担金で5万5,000円の減。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計負担金でございます。

7目道支出金で571万円の増。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、昨年の第3回町議会定例会におきまして、収益的収入及び資本的収入合わせまして450万円の増額補正をお認めいただいているところですが、当院での発熱外来の取組が感染疑い患者受入れ医療機関における院外感染防止対策の支援にあたるとして、交付金の上限額が2,000万円となりました。7目の道支出金は、計上済みの委託経費、院内清掃業務が交付金の対象経費となりますので、部分充当するものでございます。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出1項建設改良費1目有形固定資産購入費で1,682万9,000円の増。機器及び備品購入費で、医療機器では入札等によります事業費の確定による減141万7,000円のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、新たに予定するものとして画像診断管理するための検査情報管理システム一式、抗原定量検査等の前処理において検体検査における医療従事者への感染被害を防ぐための安全キャビネット1台、病棟の電動ベッドへの更新8台、小児用ベッド1台となっております。また、医事会計システムが事業費の確定による減となっております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入1項1目ともに一般会計負担金で31万5,000円の減。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする部分で9万3,000円の増。起債事業負担分で40万8,000円の減となっております。

2項国庫支出金1目国庫補助金で5万円の増。国保診療施設整備費補助金の上限額の改定によるものでございます。

3項道支出金1目道補助金で1,739万4,000円の増。国保診療施設整備費補助金の上限額の改定によるもの、また新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金では、収益的収入でご説明いたしました2,000万円の上限額に対応する分として、第4回町議会定例会でお認めいただきましたポータブルX線装置を、また2,000万円とは別枠分で今回新たに発熱外来の対応のための設備整備として、第3回町議会定例会でお認めいただきました化学発光酵素免疫測定措置に係わる財源を地方創生臨時交付金による一般会計負担金から、道補助金に組替えるものでございます。

4項1目ともに企業債で30万円の減。事業費の確定に伴う減額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

これで、本日の日程は全て終了したので、会議を閉じます。

よって、令和3年第1回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時49分